

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会  
化学物質による疾病に関する分科会開催要綱

別添 1

## 1 趣旨・目的

業務上疾病の範囲については、労働基準法施行規則第 35 条に基づき、労働基準法施行規則別表第 1 の 2 及びこれに基づく大臣告示に定められ、新しい疾病の発生等に対処し、業務上疾病の範囲に係る法令の見直し及び追加を迅速に行うため、労働基準法施行規則第 35 条専門検討会を定期的に開催している。

平成 30 年度に開催された労働基準法施行規則第 35 条専門検討会において、「行政当局において情報収集を行った化学物質による疾病」等について化学物質による疾病に関する分科会（以下「本分科会」という。）を開催して検討を行うとともに、本分科会において、新たな化学物質による疾病について幅広く検討することを望むとされたところである。

このため、厚生労働省大臣官房審議官（労災、建設・自動車運送分野担当）が参集した医学の専門的知識を有する者によって構成される本分科会を開催する。

## 2 検討事項

- (1) 大臣告示に規定されている化学物質による疾病への新たな症状及び障害の追加
- (2) 大臣告示に規定されていない化学物質による疾病等
- (3) その他

## 3 分科会の構成等

- (1) 本分科会は、別紙の医学専門家を参集者とする。
- (2) 本分科会には、参集者の互選により座長をおき、座長は本分科会の議事を整理する。
- (3) 本分科会には、必要に応じ、参集者以外の有識者等の出席を依頼することができるものとする。

## 4 その他

- (1) 本分科会は、原則として公開とする。ただし、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利又は利益を害するおそれがあるときは非公開とする。
- (2) 上記(1)ただし書の場合において、本分科会に参集した者は、本分科会で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、本分科会終了後も同様とする。
- (3) 本分科会の参集及び運営に関する庶務は、労働基準局補償課職業病認定対策室において行う。
- (4) 本要綱に定めるもののほか、本分科会に関し必要な事項は、本分科会において定める。

附則 本要綱は、令和元年 6 月 6 日から施行する。